第2 政策の概要等

1 我が国の死因究明制度の沿革

我が国では明治時代に司法解剖制度が導入され、主として犯罪捜査の観点から死因究明が行われてきた。戦後直後は、飢餓、栄養失調、伝染病等による死亡が続出していたが、これらの死因が適切に把握されていなかったため、遺体の死因を調査して正確な死因を明らかにし、公衆衛生の向上を図ることが喫緊の課題であると認識された。そこで、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)は、公衆衛生の向上を目的として、国内の主要都市に死因が明らかでない遺体の解剖等を行って死因を明らかにする監察医の設置を日本政府に命令し、昭和22年に監察医制度が創設された。

昭和24年に制定された死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)において、監察医制度が明記されたが、監察医を設置した都市は少なく、監察医を設置したとしてもその後廃止した都市が相次いだ。監察医を設置した都市以外では、監察医による解剖(以下「監察医解剖」という。)に代わる解剖を実施するためには遺族の承諾が必要であることから(以下「承諾解剖」という。)、警察が解剖の必要があると判断した遺体以外について解剖を実施するケースは少数であった。

その後、平成18年に発覚したガス機器の不具合による一酸化炭素中毒死亡事故では、正確な 死因究明が行われていればその後同種の事故による被害の拡大が防げたのではないかとの指摘 がなされた。平成19年には、当初病死と判断された力士が、その後の承諾解剖の結果、同じ相 撲部屋の複数の力士から暴行を受けたことにより外傷性ショック死していたことが判明した。 これらの事故・犯罪見逃しのケースは、国民の死因究明に対する関心を高め、死因究明体制の 強化が求められるきっかけとなった。

また、平成23年には東日本大震災が発生し、多数の遺体の身元確認作業が困難を極め、平素から身元確認のための体制を整備しておくことの重要性が改めて認識された。身元確認を実施するに当たっては、歯科情報が大きな役割を果たしたが、その記録の書式等が都道府県間で異なり円滑な身元確認作業の妨げとなったことなどから、歯科診療情報の標準化、データベース化等による身元確認の円滑化が課題として指摘された。

事故・犯罪見逃しのケースや東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、死因究明等の体制を 強化するため、平成24年に、旧推進法及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関 する法律(平成24年法律第34号。以下「死因身元調査法」という。)が成立した。

2 年間の限時法である旧推進法では、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は推進計画を定めることとされ、内閣府に計画案を作成する死因究明等推進会議が設置された。同会議の下部機関である死因究明等推進計画検討会において、具体的な計画案の検討が行われ、その結果まとめられた最終報告書に基づき、平成26年6月に推進計画が閣議決定された。

死因身元調査法では、犯罪捜査の手続が行われていない場合であっても、警察及び海上保安 庁(以下「警察等」という。)が法医等の意見を踏まえて死因を明らかにする必要があると判断 した場合、遺族への事前説明のみで解剖(以下「調査法解剖」という。)を実施することが可能 になった。

平成26年9月に旧推進法は失効したが、その後も法律的な裏付けがないまま推進計画に沿った取組が続けられた。その間、年間死亡者数が年々増加し「高齢多死社会」の到来が現実のも

のとなる中、我が国における死因究明の現状は、諸外国と比較しても依然として十分な水準に あるとは言い難い状況にあることが指摘されていた。

旧推進法の失効から5年近くが経過し、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための恒久法の制定に向けて、超党派の議員が法案提出に向けた活動を行った結果、令和元年6月に基本法が制定された。基本法では、死因究明等に関する施策の基本となる事項や死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための新たな計画の策定、当該計画を強力に推進する司令塔としての死因究明等推進本部の設置等が定められた。

令和2年4月から施行された基本法に基づき、厚生労働省に死因究明等推進本部が設置され、 今後、具体的な目標と達成時期を定めた新たな死因究明等推進計画が策定されることとされて いる。

2 政策の概要

(1) 死因究明等の実施体制等

ア 関係する主体等

我が国における遺体の死因究明等には、次図のとおり、警察等の職員、検察官、警察等が行う検視等に立ち会う医師(以下「検視等立会医」という。)、身元確認に協力する歯科医師、検察や警察等から委託を受けて解剖や検査を行う大学法医学講座の法医など、警察、司法、医療、教育等の分野にわたる多数の者が関与している。

× 究明等の概略 死因

M

検視等

(C)

官)等により、医師の立会いの下、主に遺体発見現場や、救急搬送された医療機関、警察署等で実施される。 性の有無や死因等を判断するもので最初 の死因究明に当たる。警察官(主に検視 主に遺体の外表を見、 検視等は、

検査

(m)

や「薬毒物 必要に応じて「死亡時画像診断」 その画像を読影して死因等を診断) 検視等で死因等が判断できない場合などには、 (CT等で遺体内部の撮影を行い、 **検査」などの検査が実施される。**

死亡時画像診断は、主に医療機関や医学部を置く大学等において、 放射線科医、法医、診療放射線技師等が実施している。

医学部を置く大学等において 警察官が実施している。 主に現場や医療機関、 検視等立会医や法医等の医師、 薬毒物検査は、



解剖

検視等や検査で死因等 が判断できない場合など には、必要に応じて解剖 には、必要に応じ が実施される。

⊗遺族等へ

金解塑

③検査

②検視等

目的で実施される監察医解剖等があり、主に医学 く大学の法医学講 司法解剖や公衆衛生上の 座や監察医務機関等にお 犯罪捜査を目的とした 摘いたる。 部を置く

の遺体の引渡し・説明



⑦遺体の保管

⑤身元確認

連報等

を受けた場合や警察等が遺体を発見した場合(警察等取扱死体)、死因究明等が

有無や死因等の判

断が行われる

行われ、犯罪性の

このように警察等が通報

⑤検案

①死体の発見・

に承報

うな場合には警察等

なれる。

場合や医療機関以外で医師

に看取られずに死亡したよ

ものではない可能性がある

死因が生前の傷病による

• 通報等

死体の発見

檢案 (C)

等を判断する検案 が実施される。 医師によって遺体 の外表を見て死因 検視等の際に

A型鑑定、 こ並行して所持品の調査、DN 科情報の採取・照合(主に歯科 医師が、遺体の歯科情報と生前 の診療情報等とを照合)等によ 身元確認が実施される。

遺体の保管

解剖等

檢查、

身元不明の場合には、検視等、

身元確認

(9)

において、また、死因究明等が終わり、遺族等に引き渡すまでの間 において、必要に応じて警察署等 ため、検視等、検査、解剖の前後 遺体は、より正確な死因究明の なれる。 で保管が 픨 の遺体保治

遺族等へ の説明 ∞

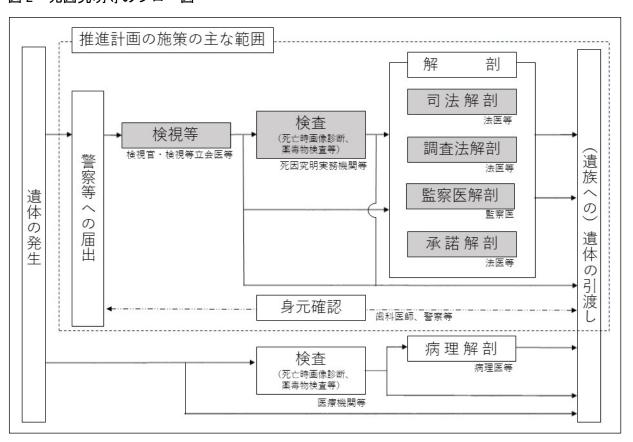
し、医師、警 察等から遺体 の死因等が説 遺族等に対 明される。

> 省の調査結果に基づき作成した。 沠 (洪

イ 死因究明等の流れ

生前に傷病の治療を受けていた患者がその傷病により死亡するような、死因が明らかな場合に対し、死因が生前の傷病によるものではない可能性がある場合や医療機関以外で医師に看取られずに死亡したような、死因が明らかでない場合には、死因が事故や犯罪である可能性がある。このため、警察等は、次図のとおり、届出のあった遺体について犯罪性の有無等を判断するための検視等を行い、その判断に応じてその後の死因究明等が行われる。

図2 死因究明等のフロー図



- (注) 1 警察庁等の資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 「検視等」には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく検視のほか、同法に基づく検証・実況見分、死因身元調査法に基づく調査が含まれる。
 - 3 上記の中で、医師による検案が並行して実施されている。
 - i) 犯罪死体(死亡が犯罪によることが明らかな遺体)については、刑事訴訟法に基づき、 検察、警察等による「検証・実況見分」や「司法解剖」が行われる。
 - ii)変死体(犯罪による死亡の疑いがある遺体)については、刑事訴訟法に基づき外表から犯罪性があるかを調べる「検視」が行われ、必要に応じて死因身元調査法による「検査(死亡時画像診断、薬毒物検査等)」が行われる。

その結果、死亡が犯罪による可能性が高いと判断された場合には「司法解剖」が行われ、犯罪による可能性は低いが死因を明らかにするため特に必要がある場合には死因身元調査法による「調査法解剖」が行われる。

iii) また、その他の死体(犯罪死体、変死体以外の死体)については、死因身元調査法によ

る外表の「調査」が行われ、必要に応じ「検査」も行われるほか、東京 23 区など政令で 定められた一部の都市では死体解剖保存法に基づき設置された監察医による「検案」や、 検案によってもなお死因が不明である場合には同法による「監察医解剖」が行われる。

- 一方、監察医が設置されていない都市等では、死因究明のための解剖の必要性が生じた場合、遺族の承諾があれば解剖を行えるという死体解剖保存法の規定に基づき、「承諾解剖」が行われる。
- iv) 死因究明と並行して、遺体の身元が明らかでない場合には、死因身元調査法に基づき、 所持品の調査、身体特徴、指掌紋の照会、DNA型鑑定、歯科情報等の活用により「身元 確認」が行われている。

(2) 推進計画の概要

推進計画を策定することによって期待される効果は、次の3点である。

- ① 死因究明等が、政府及び地方公共団体を始め社会全体が追求していくべき重要な公益性 を有するものとして位置付けられること。
- ② 政府及び地方における死因究明等の推進・実施に係る連携体制の構築を始め死因究明等に係る実施体制の強化が図られること。
- ③ 検案する医師の質の向上を始めとした死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上が図られること。

また、旧推進法では、死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、以下の8項目が掲げられており、推進計画では、次図のとおり、8項目の重点的施策について、60事項の具体的施策を推進していくこととしている。

(死因究明等を行うための当面の重点的施策)

- 1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- 2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- 3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
- 4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- 5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- 6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
- 7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- 8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

なお、基本法においても、上記の重点的施策と同様に8項目の基本的施策が定められているほか、新たな基本的施策として、死者及びその遺族等の権利利益に対する配慮の観点から、「死因究明等により得られた情報の適切な管理」が加えられている。

死因究明等推進計画の概要

●死因究明等推進計画

- 死因究明等の推進に関して必要な措置を定める計画 に基づき、 ○死因究明等の推進に関する法律(平成24年法律第33号)
 -)死因究明等推進会議(会長:内閣官房長官)が計画の案を作成
- (平成26年4) 最終報告書を取りまとめ (平成26年6月13日) ⇒パブリックコメント、死因究明等推進会議を経て、**死因究明等推進計画を閣議決定** ○計画の案の作成に資するため有識者からなる死因究明等推進計画検討会を18回開催、

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

)計画策定**の経緯・背景**

- ・高齢化の進展等に伴う死亡数の増加
- ⇒死因究明等に係る施策の総合的かつ計画的な推進の必要性 ・犯罪の見逃し防止 ・平素から身元確認態勢を整備しておく重要性

○計画策定によって期待される**効果**

- ① 死因究明等が、重要な公益性を有するものとして位置付けられること
 ② 死因究明等に係る実施体制の強化
 ③ 死因究明等に係る L 対の音声なびを解へ

第2 死因究明等を行うための当面の重点施策

- 1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の 全国的な整備
- 政府における施策の管理・調整体制を構築し、施策を検証・評価・監視 ・地方に対する関係機関・団体からなる協議会の設置の要請
- 缈 協議会等での検討結果を踏まえた地方の実情に応じた体制整備の要請
- 断 料 医 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、
- 師等の人材の育成及び資質の向上
- 5年後を目途に、専門的研修を修了した医師が警察等への立会い・検 案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上 等 警察官、海上保安官に対する研修等の充実

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

・小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析・検証

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

遺族等への丁寧な対応

・必要な関係行政機関への通報等、

黒

身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業、DNA型情報等の活用等

な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

7 遺伝子構造の検査、

歯牙の調査その他身元確認のための科学的

缈

薬毒物検査の充実、死亡時画像診断に関する研修の更なる充実

舭

・検視官の臨場率の更なる向上、科学捜査研究所の体制整備

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

・大学における死因究明等に係る人材育成の促進

2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

死亡時画像診断その他死因究明のた

6. 薬物及び毒物に係る検査、 めの科学的な調査の活用

檙

検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、 状死死因究明支援事業等を活用した費用の支援

○政府・地方の推進体制構築 推進体制等

医療機関等の関係者の協力の確保 ○大学、

適宜施策の検証及び見直 ○社会情勢の変化等踏まえ、

(注) 出典:内閣府資料

部3